

相続にともなう残高証明書等の発行について

被相続人(亡くなられた方)の残高証明書、預金入出金取引明細の発行が必要な場合は、次のとおりお取り扱いさせていただきますのでお取引店にお申し出ください。

【1】発行のお申し出

残高証明書等は、相続人、相続人代理人、遺言執行者等のお申し出により発行いたします。

【2】必要書類

次の書類が必要となります。

相続人	<ol style="list-style-type: none">被相続人が亡くなられたことが確認できる戸籍(除籍)謄本<ul style="list-style-type: none">上記書類の中で相続人であることが確認できない場合は、相続人であることが確認できる戸籍謄本相続人の印鑑登録証明書(発行日より6ヶ月以内のもの)残高証明発行依頼書(取引履歴発行依頼書など)<ul style="list-style-type: none">相続人の実印を押印してください
相続人代理人	<ol style="list-style-type: none">被相続人が亡くなられたことが確認できる戸籍(除籍)謄本<ul style="list-style-type: none">上記書類の中で相続人であることが確認できない場合は、相続人であることが確認できる戸籍謄本相続人代理人書類(委任状など)<ul style="list-style-type: none">委任状への相続人の実印押印および相続人の印鑑登録証明書相続人代理人の印鑑登録証明書(発行日より6ヶ月以内のもの)残高証明発行依頼書(取引履歴発行依頼書など)<ul style="list-style-type: none">相続人代理人の実印を押印してください
遺言執行者	<ol style="list-style-type: none">被相続人が亡くなられたことが確認できる戸籍(除籍)謄本遺言執行者であることがわかる書類(遺言書、遺言執行者選任の審判書など)遺言執行者の印鑑登録証明書(発行日より6ヶ月以内のもの)残高証明発行依頼書(取引履歴発行依頼書など)<ul style="list-style-type: none">遺言執行者の実印を押印してください

- ご預金等が複数の店舗にある場合は、その店舗数分、残高証明書発行依頼書等が必要となります。
- 法定相続情報証明制度を利用される方は、上記戸籍謄本に代えて認証文付き法定相続情報一覧図の写しをお持ちください。
- 上記以外の公的書類が別途必要になる場合があります。

【3】残高証明書等発行手数料

残高証明書等発行に際しては、当金庫所定の発行手数料をいただきます。